

港災防収第129号
平成30年3月28日

港湾労災防止協会
各総支部長 殿

港湾労災防止協会
会長 藤木 幸夫

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場での熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619002号で示された「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとしてその予防対策に取り組んできたところであり、これに加えて、平成29年においては厚生労働省と当協会を含む労働災害防止関係団体が主唱者となり、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、熱中症予防対策に取り組んできたところです。

しかしながら、全産業では、平成29年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は平成28年の発生状況（確定値）と比較して4人増加する結果となっています。

死亡災害の発生状況を見ると、WBGT値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。

このような状況を踏まえ、平成30年度も、厚生労働省と当協会を含む労働災害防止関係団体が主唱者となり、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり関係省庁及び関係団体との連携下、標記キャンペーンを実施することといたしました。

つきましては、傘下会員事業場等に、本キャンペーンの周知を図っていただきますとともに、各事業場において、別添の実施要綱等に基づき熱中症防止に確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本年度は、特に熱中症による死亡災害の防止が最重要課題とされており、下記事項が重点とされていますので、申し添えます。

記

- 1 準備期間中（平成30年4月1日～4月30日）
 - ① WBGT 値の把握の準備（要綱10（1）ア）
 - ② 作業計画の策定（要綱10（1）イ）
 - ③ 労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握等の緊急時の措置の確認と周知（要綱10（1）ク）

- 2 キャンペーン期間中（平成30年5月1日～9月30日）
 - ① WBGT 値の把握と評価（要綱10（2）ア）
 - ② 作業計画に基づく作業時間の中止や作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取等の作業管理の実施（要綱10（2）エ）
 - ③ 健康診断の結果に基づく対応、日常の健康管理、作業開始前や巡回による健康状態の確認、労働衛生教育の実施、異常時の搬送、熱中症管理者の業務の励行等の健康管理の実施（要綱10（2）オ）

- 3 重点期間中（平成30年7月1日～7月31日）
 - ① WBGT 値の低減効果の再確認と必要に応じた追加対策の実施（要綱10（3）ア）
 - ② 急激な WBGT 値の上昇が予想されることから、作業時間の中止や作業時間の短縮等の徹底。水分・塩分の積極的な摂取及び熱中症管理者による摂取の確認の徹底（要綱10（3）イ）
 - ③ 作業開始前の睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等の確認及び巡視の頻繁な実施（要綱10（3）オ）

基安発 0228 第 2 号
平成 30 年 2 月 28 日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施します。

厚生労働省におきましては、要綱の 7（1）の事項について実施することとしておりますが、貴会におかれましても、要綱の 7（2）の事項につきまして、実情に応じた効果的な手法により実施していただきますようお願いいたします。また、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。